

# 令和8年度 北上市立和賀東中学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒が教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、総がかりで対峙することが必要である。また、いじめ問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

いじめを生まない風土を築くとともに、すべての生徒が生き生きと学習、学校行事、部活動に取り組める環境づくりを本校では行っている。その実現のために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいくこととする。

### (2) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係のある生徒等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

### (3) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの生徒にも起こりうる。
- ② いじめは、人間としての存在、人権を根底から否定し、侵害するものであり、決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、生徒にとって、健やかな成長を阻害するだけでなく、将来に向けた夢や希望を失わせるなど、長期間にわたり深刻な影響を与えることがある。
- ④ いじめは人間関係トラブルから発生しているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- ⑤ いじめは、学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑥ **いじめはその行為の態様により、犯罪行為として取り扱われるべき事案、学校だけでは対応しきれない場合は、その解決のために警察、関係機関との連携を図る必要がある。**

上記の考え方のもと、本校全ての職員が共通認識にたち、全校生徒が「いじめのない、明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「和賀東中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

また、本校の「いじめ防止基本方針」は毎年改善を加え、「いじめを許さない」「早期発見、早期対応、再発防止」を共通理解し、組織的に取り組んでいく。

#### (4) いじめの解消

いじめの解消は以下の2つの要件が満たされている状態かどうかで判断する。ただし2つの要件が満たされる場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ① いじめの行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

##### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 2. いじめ防止のための取組

生徒一人一人がお互いを認め合い、相手を思いやる人間関係づくりに努め、居心地のよい学校生活を送れるよう学校全体で取り組む。また、教師一人一人が生徒の学習に対する達成感・成就感を得られる分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、規範意識を育むように努める。道徳の時間に命の大切さについて指導を行い、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担しているということを理解させる。

### (1) いじめを許さない風土づくり

- ・たとえ軽微ないじめであっても、絶対に容認しないという姿勢を日頃から学級や学年、生徒会活動や全校集会などで生徒に訴えていく。
- ・生徒指導主事と生徒会担当が連携し、いじめ防止のためのスローガンなどを生徒総会等で決め、学校全体でいじめ防止に取り組んでいることを生徒に意識させる。

### (2) 指導力の向上

- ・校内研修を行ったり、校外研修に参加したりするなどして、いじめ防止に向けて教職員の指導力の向上を図る。

### (3) 発達支持的生徒指導の充実

- ・授業、行事、生徒会活動、部活動等において、生徒の活動や努力を認め、自己存在感や自己有用感を育む。

## 3. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

## (1) 学校全体での取組

### ①相談体制・支援体制づくり

- ・二者懇談や三者懇談とは別に、教育相談日や相談週間を設定し、生徒自身から気楽に様々な悩みを相談できる環境をつくる。また、アンケートや相談票の実施も定期的に行う。
- ・「生徒指導部会」「いじめ防止対策委員会」を機能させ、生徒の日常の相談からいじめに関する内容まで情報の共有を図り、支援体制を充実させる。

### ②生活ノート等の活用

- ・生活の記録などを通して、生徒と担任の情報連絡や気持ちの変化に対応する。

### ③報告・連絡・相談・確認・記録

- ・学級担任や教科担任は教室や授業で、養護教諭は保健室で、生徒の様子で気になることがあったら、即時に学級担任や学年主任、養護教諭、生徒指導主事、教務主任、副校長等へ、また必要に応じて保護者にその日のうちに必ず報告・連絡すると同時に、相談・確認・記録をこまめに行う。時には、スクールカウンセラーなどへの相談につなげることも、未然防止の一助となる。

## (2) 授業担当者としての取組

### ①授業前後の生徒の観察・報告・連絡・確認

- ・いじめは、教職員の目の届かないところで起こることが多いので、授業担当者は授業前後にトイレやベランダなど、生徒が集まりやすい場所に目をやり、生徒の行動を観察する。
- ・授業開始前や終了後、教室や廊下で生徒の行動を観察する。
- ・気になることはすぐに関係職員に報告・連絡・確認する。

### ②一人ひとりが存在感のある授業づくり

- ・生徒一人ひとりの興味や関心にあった活躍ができる場を、それぞれの教科に応じて設定し、みんなで認め合える雰囲気をつくる。
- ・間違った答えや意見であっても、大切にす。また、間違った答えや考えに対して、冷やかしくやあざけ笑うような言葉や態度があれば、その場で毅然と指導する。
- ・教師の言動や態度が生徒の心に大きく影響することを常に意識し、生徒が傷ついたり、いじめに繋がったりすることがないように十分注意する。

### ③その場での指導

- ・明らかな「冷やかしくやからかい」「悪口」などに対して、毅然とした態度で、学年全体、または学級で、適宜に適切な注意と指導を行う。

## (3) 学年や学級での取組

### ①好ましい人間関係、認め合う風土づくり

- ・何よりも教師自身が明るく前向きに生活し、互いにあいさつが出来、笑顔のある明るい雰囲気をつくる。
- ・教職員と生徒がより良い人間関係を築くために互いの長所や個性を認め合う態度で接する。

### ②リーダーの育成、メンバーシップの育成

- ・学級委員長や副学級委員長に学級のリーダーとしての自覚をしっかりと持たせるとともに、学級内の人間関係に気を配らせる。

・リーダーの育成とともに、それを支えるメンバーを育成し、互いに協力し合いながら学級の課題を解決できるようにする。

### ③道徳教育や特別活動の充実

・特に、年度始めに、いじめに関するテーマを学級で取り上げ、思いやりの心を育む道徳教育の充実と、互いに支え合える集団づくりに努める。

### ④情報交換（報告・連絡・相談・確認・記録）

・担任一人だけの問題とせず、学年内で互いに共通理解が出来るよう絶えず情報交換を図る。

## (4) 地域・家庭との連携

### ①保護者への周知

・保護者に対し、「いじめ防止基本方針」をPTA総会で説明し、協力を得ると共に、日々の学校の取組や生徒の様子を学校・学年便りや学級便りなどで知らせる。

### ②相互理解

・生徒に変わった兆候があれば、すぐに保護者に連絡し、相互理解を図る。

### ③誠意ある対応

・保護者からの相談や意見・要望には謙虚に耳を傾け、「学校に相談して良かった」と感じてもらえるような誠意ある対応を積み重ねる。

### ④学校開放日の設定

・保護者や地域住民、関係諸機関に学校や生徒をより良く理解してもらうためにも、授業参観日などの学校開放日を積極的に設ける。

### ⑤保護者アンケートの実施

・保護者との共通理解ができるように情報交換を図る。

### ⑥地域へのいじめ防止基本方針の周知

・学校評議員や民生委員等への説明を適宜行い、改善点等を伺いながら、協力を得る。

## 4. いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 学校内の組織

#### ① 「生徒指導委員会」

構成員： 校長・副校長・生徒指導主事・各学年主任

内 容： 問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通理解・実践についての話し合いを行う。

#### ② 「いじめ防止対策委員会」

構成員： 校長・副校長・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー  
必要に応じて、当該学級担任、スクールソーシャルワーカー

内 容： いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、必要に応じて委員会を開催する。

- ア. いじめ防止基本方針の策定
- イ. いじめの対応
- ウ. 年間計画の企画と実施
- エ. 各取組の有効性のチェック
- オ. いじめ防止基本方針の見直し

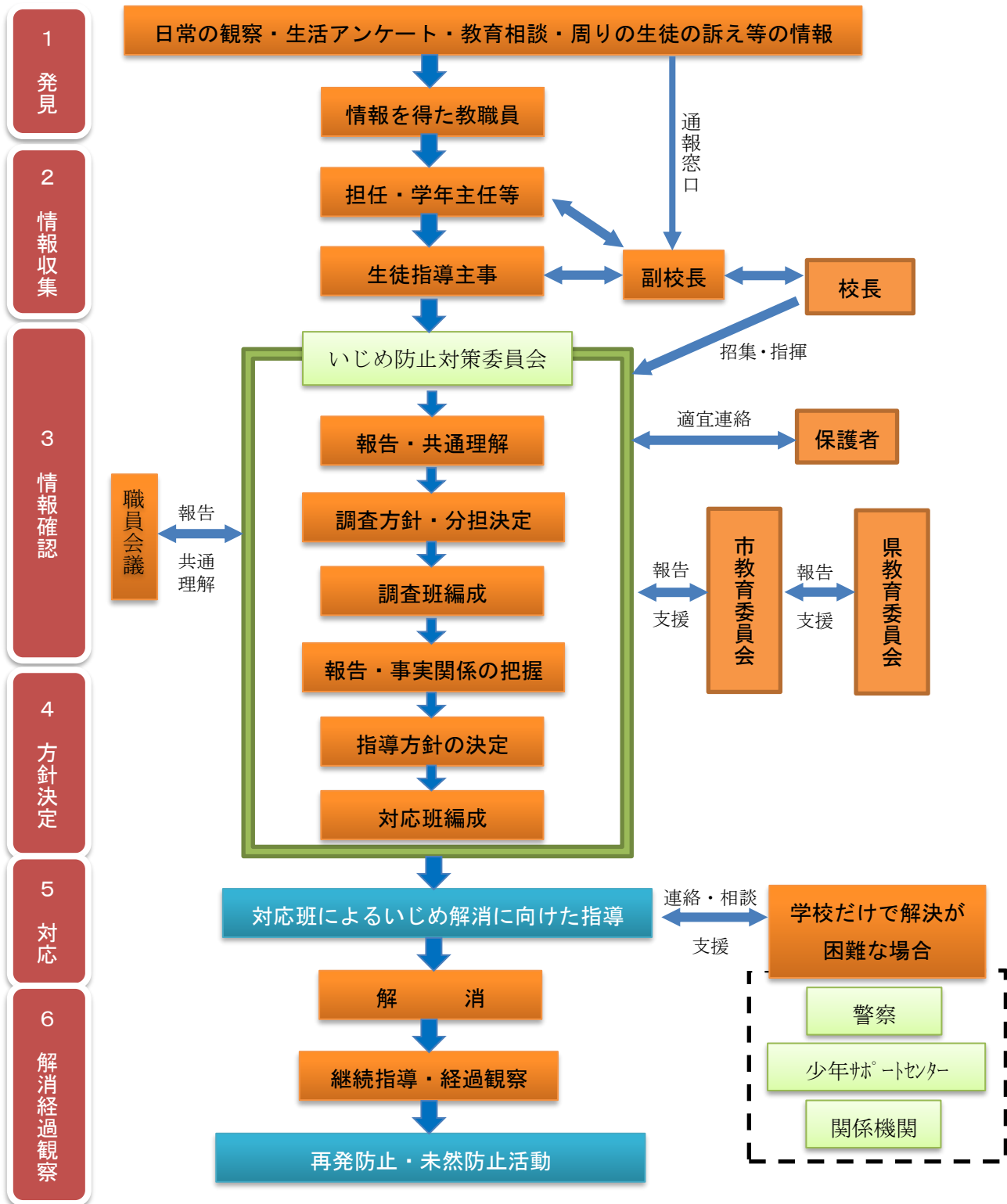
## (2) 各担当行動内容

校長	<ul style="list-style-type: none"><li>・ いじめ防止対策委員会の招集と指揮</li><li>・ 関係諸機関への報告</li><li>・ 各担当への指導・助言</li></ul>
副校長	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各関係機関及び各担当の窓口、コーディネーター的役割</li><li>・ 情報収集窓口</li><li>・ 家庭、地域等からの情報提供、関係機関への通報窓口</li></ul>
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 管理職への報告等</li><li>・ 生徒理解シート（共通フォルダ内）への記録記入・整理等</li><li>・ いじめに関する校内研修の計画・実施</li><li>・ 学校生活における規律の確立（生徒会との連携も含む）</li></ul>
教育相談担当	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 教育相談計画</li><li>・ SC、SSWとの連携</li></ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生徒の健康状態や欠席・早退状況、保健室利用状況等を把握しながら、生徒のささいな変化や気になることは報告する。（担任、生徒指導主事、管理職等へ）</li></ul>
学年主任	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学級担任と連携しながら、生徒の動向の共通理解を図る。</li><li>・ 情報収集の記録</li></ul>
その他、全教職員	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生活記録ノート、アンケート、教育相談、学級、授業、部活動のようすからいじめの早期発見に努める。</li></ul>

## (3) 対応フローチャート

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。一人で対応して、配慮に欠ける対応をしたために、問題がさらに深刻化することが起こりうる。そのことを避けるためにも、いじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

[図1] いじめ対応フロー図



◎生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ・速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ・事案によっては、保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文章の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・事案によっては、マスコミ対応も考える。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

## 5. ネット上のいじめの対応

ネット上のいじめは、不特定多数のものから絶え間なく誹謗・中傷が行われ被害が短期間で極めて深刻なものとなる。また、インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなることが考えられる。

ネット上の書き込みを学校が把握することは難しく、常に学校が監視し関わっていくには限界がある。また、ネット上の書き込みの削除依頼は、学校ではなく、原則として、本人または保護者が行うことになるので、学校はその方法などについて助言を行い、支援するものとする。犯罪性が高ければ、警察に通報するよう支援する。

### (1) 学校全体の取組

- ① 未然防止のために継続した情報モラル指導を行う。
- ② 削除依頼等の相談を行い、解決に向けて助言、支援を行う。
- ③ 情報アンケートを実施し、トラブルに巻き込まれていないかを把握し、情報提供を行う。

### (2) 家庭での取組

- ① トラブルに巻き込まれていないか、継続して本人と保護者で相談を行う。
- ② 家庭でのインターネットやSNSの利用についてルールを決める。
- ③ 万が一、掲示板等での誹謗・中傷等があった場合は、保護者が責任をもって対応する。
  - ・ 掲示板のアドレスを記録
  - ・ 書き込み内容をプリントアウト、または画像として保存し記録として残す。
  - ・ 削除依頼を行う。
  - ・ 関係機関へ相談する。

### (3) その他、考えられるいじめに関するネット上のトラブル

- ① いじめを目的としたチェーンメール等
- ② 匿名型のメールやSNSの書き込み 「死ね死ね死ね」など匿名で送られてくる。
- ③ オンライン型アンケート 「○○な人ランキング」を作って、嫌がらせをする。
- ④ 写真・動画型のアップロード 裸の写真やいじめられている動画を撮影しネット上に掲載する。
- ⑤ 恐喝、脅迫メール

### (4) 相談窓口

**岩手県警察本部サイバー犯罪対策室**（生活安全部生活環境課内） 019-653-0110

岩手県警察本部内にあり、インターネットに関するトラブル、詐欺、不正アクセス、脅迫等の犯罪や有害情報等について、相談できる機関である。殺人、爆破、自殺予告など緊急に対応が必要な場合には、110番通報または警察署に連絡することを勧める。

## 6. 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のため、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整える同時に、年間計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組む。

		項 目	時 期
いじめ防止のための措置	生徒が主体の活動	縦割り集団の活動の実施	5月 10月 2月
		学級での話し合い・コミュニケーション能力育成活動の実施	毎月 1 回以上
		ボランティア活動の推進	学期に1回
		生徒会によるいじめ防止活動	通年
		人権作文への取組活動	6月～8月
		学校行事の企画・実施	4月 10月
		学年委員会や生徒会委員会の活動の企画・実施	通年
	教職員が主体の活動	発達障害等配慮が必要な生徒とその対応の確認	4月
		一人ひとりの実態に応じたわかる授業の展開	通年
		教職員相互の授業研究会の実施	通年
		教育相談期間の設定	6月 11月 2月
		教科や学級活動での道徳教育や情報モラル教育の時間設定	通年
		和賀東中いじめ防止基本方針の確認	4月 2月
		通信等を活用したいじめの防止活動の報告	学期1回
いじめ早期発見の措置	生徒の発する具体的なサインの作成と共有（別紙）	通年	
	教育相談期間の設定	6月 11月 2月	
	学校独自のアンケート実施	6月 11月 2月	
	保護者向けアンケート	7月 12月	
	職員会議での情報の共有	毎月1回	
	職員研修会の実施	4月 8月 12月	
	進級時の情報の確実な引き継ぎ	3月	
	過去のいじめ事例の蓄積	通年	

## 6. 重大事案への対処

### (1) 重大事態とは

① いじめにより、本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ア 生徒が自殺を企図したとき

イ 身体に重大な障害を負ったとき

ウ 金品等に重大な被害を被ったとき

エ 精神性の疾患を発症したとき

オ その他

② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

## (2) 重大事態の報告

① 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに市教育委員会に報告する。

② 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

## (3) 重大事態の調査

学校が調査の主体となる場合、市教育委員会の指示・指導のもと、以下の通り対応する。

① 「いじめ問題調査委員会」が母体となり、以下の事項について役割を分担し、全職員体制で重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理

・ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者の心のケア

・ 関係機関との連携

② 調査の際には、重大事態の性質に応じて、「いじめ問題調査委員会」には臨床心理相談員やスクールカウンセラー等の適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

③ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

④ 調査結果を北上市教育委員会に報告する。

⑤ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査内容や調査方法を十分説明し合意を得ておく。また、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。

⑥ いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に情報提供するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

⑦ 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

⑧ 報道取材への対応については、プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で一貫した情報を提供するために、窓口を副校長として市教育委員会と連携を取りながら対応する。

## 7. 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

○いじめの未然防止に関わる取組に関すること

○いじめの早期発見に関わる取組に関すること

<別紙1>

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サイン
登校時 朝読書 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机の周りが散乱する。 決められた座席と異なる席についている。 教科書・ノートに汚れがある。
給食 清掃 休み時間	給食のとき、班から少し机を離される。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っている表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後	あわてて下校する。 用もないのに学校に残っている。 持ち物が無くなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気がついたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

場 面	サイン
教室 廊下	教室や廊下等において仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒だけ、周囲が異常に気を遣ったりする。 教職員が近付くと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。 まわりをあごで使う。

<別紙2>

1 教室のサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

場面	サイン
教室	嫌なあだ名が聞こえる。
廊下	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたずら、落書きがある。 机やいす、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図られるように保護者に伝えておくことが大切である。

	サイン
	学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなくなったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時間になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。 学習時間が減る。 成績が下がる。 持ち物が無くなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭が無くなる。 大きな額の金銭をほしがる。

保存版

# いじめのサイン

## 発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。



### 朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



### 夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力が低い。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



お子さまのようすはいかがですか？



### 夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたたり、やぶれていたりする。



### 夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

### 「いじめ」をしていますか？

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

### クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

### 休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実情に合わせて、ご活用下さい。

## 「あれ？」 もしかしてと 思ったら...

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。  
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口 24時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310 (なやみ言おう)  
24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

政府広報 | 文部科学省

政府広報オンライン特集ページ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ijime/>

## 聞き取りシート

本シートはいじめ等の問題行動等の発生・発覚に際して、電話や面談での聞き取り内容を記録するものです。

本シートに記録した内容は、速やかにいじめ担当者に報告するとともに、生徒指導主事に提出してください。

(よみがな) 対象者氏名	年 組		被害・加害の 別	被害 加害 その他 ( )
聞き取り日時	月 日 ( )		聞き取り者	
	時から 時まで		記録者	
いつ	どこで	誰から	何をされたか	その時の気持ち

説明図 (誰に、どの位置で、どんなことをされたか)